

令和7年度 聴講生・科目等履修生出願要項

北海道大学公共政策学教育部

本教育部の授業科目を聴講又は履修しようとする者は、教授会の議を経て、聴講生又は科目等履修生として入学（年度又は学期の始め）を許可する。

聴講生に対しては、学期末の試験を行わない。

科目等履修生に対しては、学期末に試験等を行い、合格した者には、教授会の議を経て、所定の単位を与える。

	聴 講 生	科目等履修生
出 願 資 格	当該授業科目について聴講又は履修する学力があると認められた者	
出 願 書 類	1. 入学願書 2. 検定料受付証明書台紙 3. 最終学歴の卒業(修了)証明書又は見込証明書 4. 職業のある者は所属長の許可書 (様式任意) 5. 返信用封筒 (角形2号封筒に、宛先を明記の上、570円切手(速達料金分)を貼付したもの) 6. 在留カードの写し 7. 日本語能力試験 N1 の合格通知書の写し ※6、7については外国籍の方のみ	1. 入学願書 2. 検定料受付証明書台紙 3. 最終学歴の卒業(修了)証明書又は見込証明書 4. 職業のある者は所属長の許可書 (様式任意) 5. 返信用封筒 (角形2号封筒に、宛先を明記の上、570円切手(速達料金分)を貼付したもの) 6. 在留カードの写し 7. 日本語能力試験 N1 の合格通知書の写し ※6、7については外国籍の方のみ
費 用	出願時	検 定 料・・・9, 800円 ※ 裏面の【検定料の納入方法】を参照の上、納入すること。
	入学手続時	入 学 料・・・28, 200円
	入学後	授 業 料・・・1単位につき14, 800円(2単位科目29, 600円) ※ 予定額。指定された期日までに納入すること。(期日は入学許可者に後日通知)
	※ 既納の入学料・授業料は、いかなる理由があっても還付しない。	
出 願 期 間	4月入学：令和7年2月10日(月)～2月14日(金)	
	10月入学：令和7年8月12日(火)～8月15日(金)	
	受付時間：8:30～17:00	
	※ 上記期間以外は、いかなる理由があっても受理しない。 ・郵送で出願する場合は、封筒の表に「聴講生・科目等履修生入学願書在中」と朱書の上、簡易書留郵便にて送付すること(上記期間内必着)。	
願書提出先	北海道大学法学研究科・法学部教務担当 〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 電話 011-706-3121 https://www.hops.hokudai.ac.jp/	

出願時の留意事項

- 本教育部の授業等に支障が生じないと認められる場合に限り、聴講又は履修を認める。
- 授業科目の中には、**聴講又は履修できない科目があるので、出願前に必ず法学部窓口(教務担当)で確認**すること。
 ー聴講又は履修できない科目ー
 「実践科目群」、「事例研究科目群」、「集中講義」、非常勤講師が担当する科目
- 聴講又は履修できる授業科目は、原則として1学期につき6単位までを上限とする。
- 授業開講期
 - 第1学期：4月～9月〔8月中旬～9月末日は休業期間〕
 - 第2学期：10月～3月〔2月中旬～3月末日は休業期間〕
 1学期開講科目と2学期開講科目の両方を聴講又は履修する場合は、4月入学の出願期間に1学期分・2学期分を併せて出願すること(1学期の聴講・履修の許可後、新たに2学期開講科目を追加する場合は、検定料、入学料を改めて徴収する)。
- 2単位科目は週1回、4単位科目は週2回の授業となる。

6. 一度許可を受けた科目の聴講又は履修は、原則として途中でやめることができないので、注意すること。
7. 聴講生又は科目等履修生として、学部と大学院（教育部）を同時に出席する場合は、検定料、入学料、授業料は、それぞれに納入することとなる。
なお、複数の学部に出願する聴講生又は科目等履修生として、入学する場合の入学料については、一つの学部へ納入すること。
8. その他、不明の事項がある場合は、法学部窓口（教務担当）で問い合わせること。

【検定料の納入方法】

1) 検定料の振込

- ① 指定の「払込書」の※欄に、志願者（本人）の住所・氏名（漢字、フリガナ）・電話番号を黒のボールペンで正確に記入して郵便局・銀行の窓口で振り込むこと。【ATMは使用不可】
- ② 「払込金受領書(D)」及び「検定料受付証明書(E)」を郵便局・銀行から受け取る際には、必ず「受付局日附印」を確認すること。「受付局日附印」が押印されていないと願書は受理しない。
- ③ 「受付局日附印」が押印された「検定料受付証明書(E)」を添付の台紙に貼り付けて提出すること。
- ④ 検定料は、普通為替や現金では受理できないので必ず郵便局・銀行の窓口で振り込みの手続きをすること。

2) 検定料の取り扱いについて

出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込み済みの検定料は返還しない。

ア 検定料の返還ができる場合

- ① 検定料を払い込んだが北海道大学法学部聴講生・科目等履修生の出願書類等を提出しなかった場合、又は何らかの理由により出願書類等が受理されなかった場合
- ② 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

イ 返還請求の方法

検定料返還請求書（所定様式）に記入し、必ず「検定料受付証明書(E)」を添付して、下記【送付先】へ速やかに郵送すること。

なお、払い戻しには相当の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。

【送付先】〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目
北海道大学法学研究科・法学部 会計担当
Tel 011-706-3122・3123

また、出願が受理されなかった場合については、本学から別途返還に必要な書類を郵送する。